

## 運用改善に伴う規則改正内容 抜粋

### 【明確化の具体例】

#### 2 敷地内経路「凹凸のない仕上げ」

「表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる」という基準があるが、石畳は粗面であるため、否定できない。しかし、車いす使用者やつえ使用者等の通行には望ましい仕上げではない。

そこで移動等円滑化経路について、車いす使用者、つえ使用者等の通行の支障がない仕上げとすることを明確化し、車いす使用者、つえ使用者等が円滑に利用できる通路を確保できる基準とする。



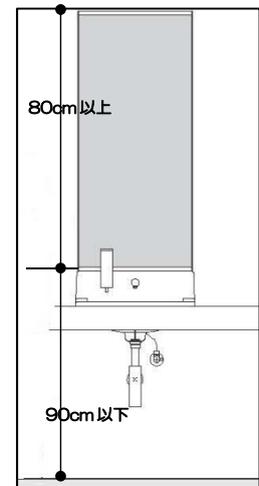
### 【適正化の具体例】

#### 5 廊下等「風営法入店禁止施設の子育て設備」

風営法第22条で18歳未満の者の立入りが禁止されているぱちんこ屋(条例の区分では遊技場)に子育て設備の規定が適用され、風営法と条例で齟齬が生じているので、ぱちんこ屋等、他法令で乳幼児の立入りが禁止されている施設について、乳幼児設備の設置の対象外とし、他法令との整合を図る。

#### 9 乳幼児用便所の鏡の寸法

洗面台の鏡の寸法は、誰もが利用しやすい様、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ長さ80センチメートル以上の設置(右図)としているが、保育所等にある乳幼児用便所は、洗面台の鏡の寸法の基準が乳幼児の体格に合っていない。従って、乳幼児用便所は、洗面台の鏡の寸法の規定を対象外とし、利用者特性に応じた設計ができるようにする。



### 【強化の具体例】

#### 8 E V等「視覚障害者用設備」

エレベーターの視覚障害者のための設備(音声、点字等)について、移動等円滑化基準では新築する場合に限って適用している。このため、増築等でエレベーターを新しく設置する場合、整備できるにも関わらず基準が適用されない状況にあり、望ましくない。

そこで新築・増築等に関わらず、エレベーターを新しく設置する場合には、視覚障害者のための設備に関する基準が適用されるようにする。